資料№.10	経済建設常任委員会所管事務報告資料 令和８年10月７日【経済部花と緑・観光課】

電気自動車用急速充電器の更新について

花の拠点はなふるに設置している電気自動車用急速充電器について、設置から 10 年が経過し、老朽化及び保守点検体制の終了に伴い更新することとしましたので、その内容を報告いたします。

1. これまでの経緯

現在の電気自動車用急速充電器は、電気自動車の普及促進及び来訪者の利便性向上を目的として、平成27 年春に「道と川の駅　花ロードえにわ」の駐車場に、国の補助金約 477 万円を活用し、約 800 万円の事業費を投じて市が整備したものです。

その後、令和 2 年 9 月の花の拠点整備事業に伴い、約 235 万円の費用を要して現在地へ移設し、供用を継続してまいりました。

2. これまでの利用状況

（1）年度別の利用実績

年度	利用台数	利用料金	収入の帰属	備考
令和 2 年度	9 台	4,500 円	市（歳入）	令和 2 年 9 月移設
令和 3 年度	66 台	33,000 円	市（歳入）	
令和 4 年度	121 台	60,500 円	市（歳入）	
令和 5 年度	172 台	86,000 円	指定管理者	
令和 6 年度	162 台	81,000 円	指定管理者	
令和 7 年度	111 台	55,500 円	指定管理者	
令和 8 年度	75 台	37,500 円	指定管理者	7 月末現在

※ 利用料金は 1 回（30 分）500 円の定額制であり、利用台数は利用料金収入から算出したものです。

※ 令和 5 年度から指定管理者制度による運営に移行しており、利用料金は指定管理者の収入としています。

（2）管理運営に要した費用

現行の充電器は、市が設置した施設であることから、メーカーによる年次点検及び電気料金に要する費用を市が負担しており、その額は年間 50 万円から 60 万円程度となっています。

区分	内容
市の支出	年間 50 万円～60 万円程度 （年次点検料　約 51 万円、電気料金）
市の収入	令和 4 年度まで：利用料金（年間 3 万円～6 万円程度） 令和 5 年度以降：なし（指定管理者の収入）

※ 年次点検料はほぼ一定であり、電気料金が利用状況に応じて変動することから、年度により差が生じています。

3. 更新の理由

供用開始から 10 年が経過し、施設の老朽化が進んでいることに加え、製造メーカーから年 1 回の定期保守点検の対応を終了するとの申し出があったことから、今後の安定的な運用及び安全性の確保が困難となるため、やむを得ず更新することとしたものです。

なお、急速充電器は高電圧を扱う設備であることから、定期的な保守点検は安全確保上不可欠であり、点検体制が確保できない状態での継続使用は適切でないと判断したものです。

4. 更新の手法

（１）従来の手法と更新後の手法

現在の充電器は、市が予算を確保して整備したものであり、運営については、令和 4 年度までは市の直営として業務委託により、令和 5 年度からは指定管理者により対応してきたところですが、今回の更新に当たっては、都市公園法第 5 条に基づく設置管理許可制度を活用し、整備から運営までを一貫して民間事業者に委ねる手法に切り替えることとしました。

区分	これまで（市整備）	更新後（設置管理許可）
整備主体	恵庭市	民間事業者
整備費用	市が負担（約 800 万円） ※国庫補助 約 477 万円を活用	事業者負担
既存施設の撤去	市が対応	事業者負担
運営体制	令和 4 年度まで：市の直営（業務委託） 令和 5 年度から：指定管理者	民間事業者が一貫して実施
年次点検・電気料金	市が負担 （年間 50 万円～60 万円程度）	事業者負担
市の収入	令和 4 年度まで：利用料金 令和 5 年度から：なし （利用料金は指定管理者の収入）	公園使用料
許可期間	―	8 年間（予定）
許可期間満了後	―	機器を含む全施設を市へ無償譲渡

（２）手法を切り替える理由

設置管理許可制度は、民間事業者が自らの費用で公園施設を設置し、管理運営を行う仕組みであり、次の点から、この手法によることが適切と判断したものです。

- 老朽化した施設の撤去から新たな施設の整備・運営に至るまで、市の財政負担を伴わずに実施できること
- 民間事業者のノウハウを活用することにより、時代に即したサービス提供が可能となること

5. 事業者の選定

事業者の選定に当たっては、3 社から提案を受け、既存施設の撤去を含めた市の費用負担の有無、利用者が利用しやすい決済手段の対応状況等を比較検討した結果、Terra Charge 株式会社を選定しました。

区分	内容
提案事業者数	3 社
選定事業者	Terra Charge 株式会社（本社：東京都港区）
主な選定理由	・既存施設の撤去を含め、市の費用負担が生じないこと ・QR コードやクレジットカード決済など多様な決済手段に対応し、利用者の利便性が高いこと

なお、同社は全国 47 都道府県の 300 以上の自治体施設に充電器を導入しており、24 時間 365 日のカスタマーサポート体制を有しています。

提供サービス



Terra Charge 株式会社提供

6. 許可の条件

区分	内容
根拠	都市公園法第 5 条（公園施設の設置許可）
許可期間	8 年間（予定）
公園使用料	恵庭市都市公園条例に基づき徴収
費用負担	既存施設の撤去、整備、運営、保守、年次点検、電気料金に要する費用はすべて事業者負担
許可期間中の撤退等	事業者の責めにより事業を継続できない場合の措置について、許可条件として規定
期間満了後の取扱い	機器を含めたすべての施設を市に無償で譲渡

7. 更新後の主な変更点（利用者への影響）

（1）設置台数の増加

これまでは急速充電器 1 台のみの設置であったため、他の車両が充電中の場合は待機いただく必要がありましたが、更新後は 2 台が整備されるため、2 台同時の充電が可能となります。

区分	現在	更新後
設置台数	1 台	2 台
同時充電	不可	可（2 台同時）

（2）支払方法の変更

現在は現金のみの取扱いですが、更新後は現金が利用できなくなる一方、QR コード決済など多様な決済方法に対応します。

区分	現在	更新後
現金	可	不可
QR コード決済等	不可	可 （各種ｷｬｯｼｭﾚｽ決済に対応）

（3）利用料金の変更

現行は 1 回（30 分）500 円の定額制ですが、更新後は充電時間に応じた時間課金制（1 分あたり 44 円）となります。

区分	現在	更新後
料金体系	1 回（30 分）500 円の定額	44 円／分（時間課金）
料金設定者	市	事業者
収入の帰属	指定管理者	事業者

これまでは市が整備・運営を行っていたことから、電気自動車の普及促進の観点に立ち、政策的に低廉な料金を設定してきたところですが、更新後は、既存施設の撤去から整備・運営に係る費用を事業者が全額負担することに伴い、全国の充電サービスと同等の水準の料金となります。

なお、1 分あたり 44 円という料金水準は、全国で充電サービスを提供する事業者の同等出力の充電器における料金と同水準であり、充電時間が短い場合には現行よりも低廉となる場合もあります。

（4）利用できない期間の発生

現行の充電器は令和 8 年 10 月末にサービスを終了し、更新工事を経て令和 8 年内の供用開始を目指すことから、その間、当該充電器を利用できない期間が生じます。

利用者に混乱が生じないよう、サービス終了時期、工事期間中の利用停止、新たな充電器の利用開始時期、支払方法及び利用料金の変更について、市ホームページ、現地掲示等により事前に十分な周知を図ってまいります。

8. 指定管理者との関係

現行の充電器は、令和 4 年度までは市の直営として業務委託により運営してきましたが、令和 5 年度から指定管理者制度による運営に移行し、保守を含めた運営を指定管理者が担い、利用料金制のもと、利用料金を指定管理者の収入としてきたところです。

更新後は事業者が運営を担うこととなりますが、令和 7 年度に実施した指定管理者の公募において、急速充電器の更新の可能性をあらかじめ提示していることから、指定管理業務への支障はありません。

9. 今後の予定

工事期間中は、施設利用者の安全確保及び駐車場利用への影響が最小限となるよう、事業者及び指定管理者と調整のうえ進めてまいります。

時期	内容
令和 8 年 10 月末	現行急速充電器のサービス終了
令和 8 年 11 月上旬	更新工事着手
令和 8 年内	新急速充電器の供用開始

10. 更新の効果

今回の更新は、老朽化した施設の更新にとどまらず、これまで市が設置・運営してきた急速充電器を、都市公園法第 5 条に基づく設置管理許可制度を活用して民間事業者による運営に切り替えるものであり、次の効果が期待されます。

（1）整備費及び維持管理費の負担の解消

現行の充電器は、平成 27 年の整備に約 800 万円、令和 2 年の移設に約 235 万円の費用を要し、その後も年次点検及び電気料金として年間 50 万円から 60 万円程度を負担してきた一方、利用料金による収入は年間 3 万円から 6 万円程度にとどまり、令和 5 年度以降は市の収入がない状況でした。

更新後は、既存施設の撤去から整備・運営に至るすべてを民間事業者が担うこととなり、市の支出はなくなるとともに、少額ではありますが公園使用料の収入が得られることとなります。

これにより、許可期間の 8 年間で、維持管理費として 400 万円から 480 万円程度の負担軽減が見込まれます。

区分	これまで（市が設置・運営）	更新後（民間事業者による運営）
整備費	約 800 万円（平成 27 年） ※国庫補助 約 477 万円を活用	なし（事業者負担）
移設費	約 235 万円（令和 2 年）	―
撤去費	―	なし（事業者負担）
維持管理費	年間 50 万円～60 万円程度 （年次点検料 約 51 万円、電気料金）	なし（事業者負担）
市の収入	令和 4 年度まで：年間 3 万円～6 万円程度 令和 5 年度から：なし	公園使用料

（2）利用者サービスの向上

充電器が 2 台に増設されることにより 2 台同時の充電が可能となるほか、QR コード決済など多様な決済方法に対応し、24 時間 365 日のサポート体制が確保されます。

（3）許可期間満了後の施設取得

許可期間の満了後は、機器を含めたすべての施設が市に無償で譲渡されます。